

最高検企第247号  
令和3年8月16日

山 中 理 司 殿

検事総長 林

眞 琴



裁決書謄本の送付について

令和2年7月8日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和2年7月8日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

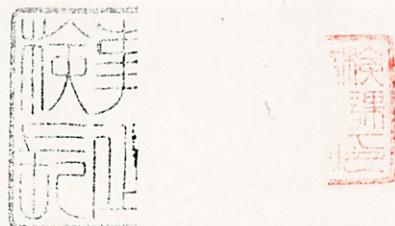
主 文  
本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和2年5月22日、東京高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を郵送した。
- 2 処分庁は、同月25日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、令和2年7月6日、別紙に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、順に「請求文書1」、「請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）のうち、請求文書1について、これを保有していないとして不開示とし、請求文書2について、別紙の2に掲げる文書1（以下「文書1」という。）を特定して開示し、文書2（以下「文書2」といい、文書1と併せて「本件対象文書」という。）の存否を明らかにしないで不開示とする決定を行い、行政文書開示決定等通知書を審査請求人宛て郵送した。
- 3 審査請求人は、同月8日、検事総長（以下「審査庁」という。）に対し、上記2件の不開示決定（以下「原処分」という。）について審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨  
法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月6日付け東高企第228



号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

### (1) 審査請求書

#### ア 本件開示請求文書①（請求文書1を指す。）について

特定検察官は、国家公務員法81条の3第1項に基づき勤務延長されていたところ、特定年月日A、〇〇という趣旨の記事が特定報道手段に掲載されたことを受けて、特定年月日Bに辞職を表明し、特定年月日Cの閣議で辞職を承認されたという経緯からすれば、本件開示請求文書①は存在するといえる。

#### イ 本件開示請求文書②（請求文書2を指す。）について

(ア) 検事総長が特定検察官に対する訓告処分を決定するに際し、東京高検が事実関係の調査を手伝ったと思われることからすれば、特定検察官が作成した特定役職Aコメント（特定年月日B付け）以外にも本件開示請求文書②に該当する文書が存在するといえる。

(イ) 本件開示請求文書②のうち、当該刑事事件に関連して作成又は取得された一切の文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえない。

### (2) 意見書

特定年月日Dの特定役職Bの臨時記者会見によれば、特定検察官は、同日付で不起訴処分を受けたことが分かる（資料1）ところ、不起訴処分となった事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報は、捜査中の事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報と比べて当然に狭くなるといえる。

また、厚労省元局長無罪事件といった冤罪事件の場合、どのような捜査が行われたかについて法務省HP又は検察庁HPで公表されているところ、それによって何らかの支障が生じているわけでもないから、現在でも公表され続けているところである（資料2）。

そのため、本件開示請求文書②のうち、刑事事件に関連して作成又は取得した文書一切の存否までが不開示情報であるとはいえない。

## 理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、請求文書1につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書2につき、文書1を開示し、文書2の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、請求文書1につき、行政文書は存在するといえるとし、請求文書2につき、文書1以外にも請求文書2に該当する文書は存在するといえるとし、また、当該刑事事件に関連して作成又は取得された一切の文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえないとして原処分の取消しを求めていることから、以下、請求文書1に該当する文書の保有の有無、文書1の特定の妥当性及び文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 請求文書1に該当する文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、処分庁に確認等したところ、以下の事実が認められる。

ア 特定検察官が辞職した結果、東京高等検察庁（以下「東京高検」という。）の業務の継続的遂行に生じる障害について、東京高検において分析していないのは、検察官の任免については、法務省本省が所掌しており、それに関する情報の収集や分析は、必要に応じて法務省本省が行っているためであり、東京高検においては、上記障害について事実関係の調査を行っていない。

イ 本件審査請求を受けて、念のため、再度、請求文書1に該当する文書の探索を行った。その範囲等は、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共用フォルダ内の情報であり、請求文書1の存在を確認することはできなかった。

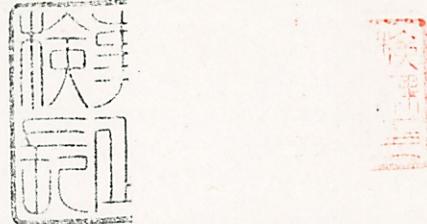
(2) これを検討するに、上記アの経緯に、特段不自然、不合理な点があるとまではいえず、処分庁において、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害に関する予想又は分析がそもそも行われていないのであるから、当該予想又は分析した結果を記録した行政文書は存在しないものと認められ、また、上記イの探索範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、東京高検において、請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。

## 3 文書1の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、検事総長が特定検察官に対する訓告処分を決定するに際し、東京高検が事実関係の調査を手伝ったと思われることからすれば、特定検察官が作成した文書1以外にも請求文書2に該当する文書は存在するといえる旨主張するところ、一般的には、非違を行ったことが疑われる者の管理監督下にある職員を、事実関係の調査に関与させることは、調査の公正さに疑問を生じさせる可能性があることから、このような場合、当該職員が事実関係の調査に関与しないことは何ら不自然ではないと考えられる。

また、審査請求人は、検事総長が特定検察官に対する訓告処分を決定するに際し、東京高検が事実関係の調査を手伝ったと思われる旨主張するが、本件に



についての事実関係の調査等は、法務省本省が行っており、処分庁に確認したところ、そのような事実関係の調査を行った、又は手伝った事実はなく、当該調査を記録した行政文書は存在しないとのことであり、審査請求人において、これを覆すに足りる具体的な根拠等を主張していないことをも併せ考えると、上記処分庁の説明は否定し難い。

- (2) 請求文書2に該当する文書1以外の文書の探索の範囲等について、処分庁に確認したところ、本件開示請求を受け、処分庁の全課室等において開示請求の内容に該当し得る文書の探索を幅広に行った結果、文書1のほか、処分庁ホームページに寄せられた御意見及び処分庁で受けた電話の内容をメモしたものが該当し得ると考え、開示請求者に対して意思確認をしたものであるが、そのような文書は不要である旨の回答があったため、対象文書として特定せず、それ以外の文書の存在は確認できなかったということであり、探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。
- (3) したがって、東京高検において、文書1以外に請求文書2（下記4で検討する、刑事事件に関連して作成又は取得した文書を除く。）に該当する文書を保有しているとは認められない。

#### 4 文書2の存否応答拒否の妥当性について

##### （1）訴訟に関する書類の適用除外について

ア 審査請求人は、特定検察官の〇〇に関して処分庁が作成、又は取得した文書というように、特定人の特定事項に関する多岐にわたる行政文書の開示を求めているところ、一般的に〇〇という行為は、刑法〇〇に該当し得ることから、特定検察官の行為に対し、第三者が告発することが考えられ、現に、特定検察官の〇〇について告発がなされた旨の報道が複数からなされているものである。

第三者から検察庁に告発がなされた場合、一般的には、その提出書類について受付簿で受け付けた上、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）等に基づき、検察官において所要の捜査を遂げた上、当該告発を適正に処理するものであり、告発手続に際しては、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑訴法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）として、一般的に各告発に係る処理方針等が記載された「処理票」等の書類、所要の捜査を行った場合に同事件の捜査の過程で作成された捜査報告書や供述調書等の書類が作成されるほか、上記受付簿のような「訴訟に関する書類」に該当しない文書も作成される。

本件は、訴訟に関する書類に該当する文書について、法の適用除外であるという説明を行った場合、刑事事件に関する文書が存在するかのような印象を与えるおそれがあり、また、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況等を推知し得るため、対象文書を



区分することなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

イ これを検討するに、上記ア掲記の訴訟に関する書類は、刑訴法53条の2第1項により、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるというべきである。

処分庁は、原処分において、文書2については、当該文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行っていることから、文書2のうち訴訟に関する書類については、あえて原処分を取り消し、改めて法の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、文書2のうち、訴訟に関する書類に係る文書については、結論において妥当である。

(2) 上記(1)で法の適用除外とされた文書以外の文書の存否応答拒否の妥当性について

ア 処分庁において、特定検察官の〇〇に係る刑事事件に関連して作成又は取得された文書について、その内容を不開示にすることとしても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、さらには、特定検察官の当該行為については報道等で大々的に報じられていることも踏まえると、当該捜査の進捗状況等に興味を持つ第三者から、不当な干渉等を受けるおそれが生じることも考えられるため、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

そうすると、標記文書の存否を答えることは、処分庁における捜査や公判準備の進捗等の有無（以下「本件存否情報」という。）が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、開示請求に対して、どのような文書が存在しているかを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させるおそれがあり、ひいては、捜査内容及びその手法を公にすることになりかねないところ、そのようなことになると、例えば、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査等に対する対抗措置を講じる機会を与えるおそれがあることなどから、捜査中の事件に関する情報と同様に不開示とすべき情報であるといえる。

ウ 本件開示請求が行われたのは、令和2年5月22日（受付日：同月25日）で、原処分がなされたのは同年7月6日であり、いずれも審査請求人が意見書で主張する記者会見があった特定年月日Dよりも前である。

したがって、原処分時点において、特定検察官が不起訴処分になった事件



に関して検察庁において公表している事実はないことから、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京高検において、本件審査請求に係る事件に関して何らかの検査が行われているか否かを請求者に推認させるおそれがあることから、存否応答拒否としたものである。

さらに、上記会見は、特定地方検察庁により行われているが、本件開示請求は処分庁に対して行われたものであり、特定地方検察庁で本件審査請求に係る事件に関して公表があったからといって、処分庁において本件審査請求に係る事件に関して検査情報を保有しているか否かという情報は当然に開示すべき情報とはならない。

また、厚労省元局長無罪事件において、どのような検査等が行われたかについて、法務省又は検察庁のホームページで公表されていることから、請求文書2の本件存否情報までが不開示情報に当たらない旨を主張するが、審査請求人が述べるホームページにおける事件の公表は、当該事件に係る文書を当然に開示するものではない上、同公表の事実が本件開示請求における上記各弊害の有無及び程度を左右するものではない。

エ そうすると、文書2のうち、訴訟に関する書類を除く文書については、その存否を答えるだけで、本件存否情報が開示されるのと同様の結果を生じさせ、法5条4号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定の基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認められる。

### (3) 本件存否応答拒否の妥当性について

以上によれば、処分庁は、原処分において、文書2につき、訴訟に関する書類も含め、当該文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行っているところ、訴訟に関する書類を除く文書については、その存否を答えるだけで、同号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認められ、妥当であるが、文書2のうち、当該訴訟に関する書類については、法の適用除外とされるべきものであるが、あえて原処分を取り消し、改めて法の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、当該訴訟に関する書類に係る文書について不開示としたことは、結論において妥当である。

### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査庁の上記判断を左右するものではない。

### 6 結論

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書1につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書2につき、文書1を特定して開示し、文書2の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当すると



して、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、請求文書1につき、これを保有していないとして不開示としたことは、東京高検において請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められず、妥当であり、請求文書2につき、東京高検において文書1の外に請求文書2の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書1を特定したことは、妥当であり、文書2のうち、刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当する文書を除く文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同号に該当すると認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当であるが、文書2のうち、同項に規定する訴訟に関する書類に該当する文書については、法の規定は適用されないので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、結論において妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。），裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和3年8月16日

検事総長 林 真 琴



別紙



1 本件請求文書

請求文書1 東京高検管内では、特定検察官の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず、特定検察官が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について東京高検が予想し、又は分析した文書

請求文書2 特定検察官の〇〇に関して東京高検が作成し、又は取得した文書

2 本件対象文書

文書1 特定役職 A コメント (特定年月日 B 付け)

文書2 特定検察官の〇〇に関して東京高検が作成し、又は取得した文書  
(特定刑事事件に関連して作成又は取得された文書一切)。



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年8月16日

最高検察庁総務部企画調査課長 佐藤修司

